

島原地域広域市町村圏組合火災予防関係事務処理規程

平成 25 年 3 月 21 日消本訓令第 3 号

改正 令和 3 年 2 月 9 日消本訓令第 1 号

島原地域広域市町村圏組合火災予防関係事務処理規程（平成 15 年島原地域広域市町村圏組合消本訓令第 2 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 火災予防措置（第 2 条～第 4 条）

第 3 章 消防同意（第 5 条～第 15 条）

第 4 章 防火管理（第 16 条～第 23 条）

第 5 章 防火対象物の点検報告（第 24 条）

第 6 章 届出及び報告

第 1 節 工事整備対象設備等の着工の届出等（第 25 条～第 27 条）

第 2 節 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告（第 28 条）

第 7 章 各種届出の受理（第 29 条～第 33 条）

第 8 章 火災予防に関する意見（第 34 条～第 36 条）

第 9 章 消防用設備等の特例適用（第 37 条）

第 10 章 禁止行為の解除、承認（第 38 条）

第 11 章 火災予防広報（第 39 条～第 40 条）

第 12 章 予防事務の調整及び報告（第 41 条～第 42 条）

第 13 章 雑則（第 43 条～第 49 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、島原地域広域市町村圏組合消防本部（以下「本部」という。）並びに消防署の火災予防事務の執行及び事務処理上必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 火災予防措置

（屋外の火災予防措置）

第 2 条 消防吏員は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項各号に規定する措置をとるべきことを命じたときは、直ちに火災予防措置命令報告書（様式第 1 号）により消防長に報告しなければならない。

2 前項の命令に従わない場合は、島原地域広域市町村圏組合火災予防に関する違反処理規程（平成 15 年訓令第 4 号。以下「違反処理規程」という。）に基づく違反処理手続を行うものとする。

- 3 消防長は、法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項第3号又は第4号の措置をとる必要があると認めるときは、違反処理規程に基づき消防職員（以下「職員」という。）に措置すべき物件の状態及び所在場所の状況等に応じた必要な措置を行わせなければならない。

（防火対象物における火災予防措置）

第3条 消防吏員は、法第5条の3第1項に規定する措置をとるべきことを命じたときは、直ちに火災予防措置命令報告書（様式第2号）により消防長に報告しなければならない。

- 2 前項の命令に従わない場合は、違反処理規程に基づく違反処理手続を行うものとする。
- 3 消防長は、法第5条の3第2項の規定に基づき、同条第1項の措置をとる必要があると認めるときは、違反処理規程に基づき職員に措置すべき物件の状態及び所在場所の状況等に応じた必要な措置を行わせなければならない。この場合、当該措置を行う旨をあらかじめ「公告書（様式第3号）」により公告しなければならない。
- 4 前項の公告は、次により行うこととする。

公告する期限は、14日間（公告の初日を含む。）とする。ただし、措置日については、公告期限に消防長が命令内容を履行するために必要と認める日数を加えたものとする。

- (1) 公告する場所は、原則として次に掲げる場所とする。ただし、消防長が必要と認めた場合は、別に公告できるものとする。

ア 当該物件の存する場所

イ 島原地域広域市町村圏組合消防本部、消防署及び管轄区内の分署（以下「掲示場」という。）

（物件の保管）

第4条 消防長又は署長は、法第3条第2項の規定に基づく、同条第1項第3号又は第4号並びに法第5条の3第2項の規定により物件の除去を行った場合は、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 物件の保管場所を指定して保管させ、これを消防本部、消防署及び管轄区内の分署（以下「消防本部等」という。）に保管物件公告書（様式第4号）により公示するものとする。
- (2) 公示日から起算して6月を経過しても保管物件の所有者、管理者又は占有者で権限を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、掲示場その他公報又は新聞等にその要旨を掲載するものとする。
- (3) 公示を行うときは、保管物件一覧簿（様式第5号）を掲示場に備え付け、これを関係ある者に自由に閲覧できるようにしておかななければならない。
- (4) 不相当な費用や手数料を要するときは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第50条及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第27条の規定に基づき処理するものとする。

- (5) 物件の保管、売却、公示等に要した費用及びその費用の徴収については災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 64 条第 5 項の規定に基づき処理するものとする。
- (6) 関係ある者が物件の返還を求めたときは、所有者等であるかを確認し、保管物件返還請求書（様式第 6 号）を提出させ、保管物件受領書（様式第 7 号）と引き替えに当該物件を返還する。ただし、保管物件が(4)号により処理されているときは、さらに売却代金返還請求書（様式第 8 号）を提出させ代金を返還するものとする。
- (7) 関係ある者から所有権を放棄する旨の申し出があったときは、所有者等であるかを確認し、所有権放棄書（様式第 9 号）を提出させるものとする。
- (8) 前号の手続により所有権が放棄された物件（売却した代金を含む。）又は法定の保管期間を経過した物件は、災対法第 64 条第 6 項の規定に基づき島原地域広域市町村圏組合に帰属する。

### 第 3 章 消防同意

（同意の主体）

第 5 条 法第 7 条の規定に基づく建築物の許可、認可又は確認（以下「建築許可等」という。）に係る同意については、消防長が行うものとする。

（建築許可等に係る申請書類の受理）

第 6 条 建築許可等に係る申請書類（建築設備申請及び許可申請を含む。以下「同意書類等」という。）は、予防課で送達を行うものとする。

（同意書類等の上申）

第 7 条 消防本部予防課長（以下「課長」という。）は、前条の同意書類等の送達を受理したときは、受理及び送付簿（様式第 10 号）に処理し、審査するとともに必要に応じて現地調査を行い、建築同意書類審査書（様式第 11 号。以下「審査書」という。）を作成し、消防長に上申する。

（同意書類等の専決）

第 8 条 同意書類等のうち、令別表第 1 に掲げる防火対象物（以下「防火対象物」という。）で、法第 17 条に該当しない防火対象物及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 6 条第 1 項第 4 号、第 87 条の 2 に係る同意書類等にあつては、課長が専決できるものとする。

（同意書類等の添付資料）

第 9 条 課長は、同意書類等に審査上必要な資料として、当該建築物の建築主又はその委任を受けた者（以下「関係者」という。）に、消防関係資料届出書（様式第 12 号）に図面を添付させ、提出させることができるものとする。ただし、前条に該当する防火対象物のうち、消防法令の規制を受けないものについては、除くものとする。

2 課長は、同意書類等に係る建築物の用途が未定等の場合、関係者に誓約書（様式第 13

号)の提出を求めることができるものとする。

(同意の処理)

第10条 消防長は、第7条の上申を受けたときは、同意書類等及び審査書の内容審査を行ない、同意する場合は同意書類等の消防関係欄に同意印(別図第1号)を押印し、消防関係法令に基づく必要事項を記載した通知書(様式第14号)を添付するものとする。

2 不同意の場合は、その理由を記載した不同意書(様式第15号)を添付するものとする。

3 消防長は、同意書類等の内容が明らかでないとき、又は消防用設備等の設置計画が確認できないときは、その旨を関係行政庁等に連絡し、是正を求めて処理するものとする。

(同意書類等の返送)

第11条 課長は、同意書類等が前条により処理されたときは、直ちに関係行政庁等へこれを返送するものとする。

(同意通知への準用)

第12条 建基法第93条第4項に規定する計画通知については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合、同意する旨とあるのは防火上支障ない旨と読み替えるものとする。

(関係機関との連絡)

第13条 課長は、同意事務の執行にあたっては、関係機関と密接に連絡をとり事務の円滑な推進に努めなければならない。

(同意事務処理後の予防事務の移管)

第14条 課長は、同意事務が完了した後、当該建築物に係る予防事務を別に定めるところにより、審査書に関係書類(以下「審査書等」という。)を添付して、署長又は分署長(以下「署長等」という。)に移管するものとする。ただし、法第17条の3の2に規定する建築物(以下「検査対象物」という。)については、検査が完了するまでの間、課長が審査書等を管理するものとする。

(移管後の措置)

第15条 署長等は、前条により建築物の予防事務について移管を受けたときは、当該建築物に関する防火対象物台帳(様式第16号)を作成するものとする。

#### 第4章 防火管理

(防火管理者等の選任(解任)届出の受理)

第16条 署長等は、法第8条第2項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出を受理したときは、令第3条各号の資格について審査し、受理簿(様式第17号)に処理するものとする。

(防火管理講習)

第17条 防火管理講習の種別は、次のとおりとする。

(1) 甲種防火管理新規講習

(2) 甲種防火管理再講習

2 前項の講習は、予防課において計画し実施するものとする。

(防火管理講習の事項等)

第 18 条 前条の講習事項及び講習時間等については、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 2 条の 3 の規定によるほか、別に消防長が定めるものとする。

(防火管理講習受講申込みの処理)

第 19 条 課長は、防火管理講習受講申込書（様式第 18 号）を受理したときは、受講者名簿（様式第 19 号）に処理し、防火管理講習受講票（様式第 18 号下欄を切り取り）を申込者に交付するものとする。

2 課長は、前項の防火管理講習受講申込書を取りまとめ、受講者名簿を添え消防長に報告するものとする。

3 甲種防火管理再講習においても、前 2 項の規定を準用する。

(修了証の交付)

第 20 条 消防長は、防火管理講習を修了した者について、規則第 2 条の 3 第 5 項の規定による修了証を交付するものとする。

2 課長は、前項の修了証を交付されたときは、交付台帳（様式第 20 号）に処理するものとする。

(修了証の再交付)

第 21 条 課長は、前条の修了証を紛失等の理由により、防火管理講習修了証再交付申請書（様式第 21 号）を受理したときは、修了証交付台帳と照合し、再交付日を記載して修了証を再交付するものとする。この場合、修了証交付台帳に再交付した旨を記載すること。

(消防計画書届出の受理)

第 22 条 署長等は、規則第 3 条第 1 項の規定による消防計画の届出を受理したときは、内容を審査し受理簿（様式第 22 号）に処理するものとする。

(共同防火管理協議事項の受理)

第 23 条 署長等は、法第 8 条の 2 第 2 項による共同防火管理の協議事項届出書（様式第 23 号）を受理したときは、内容を審査し、受理簿（様式第 24 号）に処理するものとする。

第 5 章 防火対象物の点検報告

(申請及び点検報告の処理)

第 24 条 法第 8 条の 2 の 2 及び法第 8 条の 2 の 3 の規定に基づく事務は、別に定めるところにより消防長及び署長等が行うものとする。

第 6 章 届出及び報告

第 1 節 工事整備対象設備等の着工届出等

(届出の処理)

第 25 条 消防長は、法第 17 条の 14 の規定に基づく、工事整備対象設備等の着工の届出（以下「着工届」という。）並びに法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出（以下「設置届」という。）があったときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 着工届については、課長が届出書の内容を審査し、不備事項があればこれの是正を指導し、適正であれば、受理簿（様式第 25 号）に処理するものとする。
- (2) 設置届については、課長が届出書及び消防用設備等又は特殊消防用設備等の試験結果報告書等の添付書類の内容を審査し、適正であれば受理簿（様式第 25 号）に処理し、検査日時を指定する。ただし、検査対象物に該当しない防火対象物の設置届については、署長等が内容を審査し、適正であれば受理簿に処理し、検査日時を指定するものとする。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査）

第 26 条 前条の設置届等に係る検査については、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 課長は、法第 17 条の 3 の 2 に規定する検査対象物については、検査結果報告書（様式第 26 号）を作成し、消防長に報告するものとする。
- (2) 署長等は、前号に規定する以外の防火対象物については、第 29 条に定める要領により処理するものとする。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等検査済証の交付）

第 27 条 消防長は、検査結果報告書の内容を審査して、法第 17 条第 1 項の技術上の基準に適合している防火対象物には、規則第 31 条の 3 第 4 項の規定による消防用設備等又は特殊消防用設備等検査済証（以下「検査済証」という。）を、不適合の防火対象物には不適事項を記載した検査結果通知書（様式第 27 号）を届出者に交付するものとする。

2 課長は、前項の検査済証が交付されたときは、交付台帳（様式第 28 号）に処理するものとする。

第 2 節 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果の報告

（報告の処理）

第 28 条 署長等は、法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検結果報告書（以下「報告書」という。）により報告があったときは、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 報告書の内容を審査し、適正であれば消防用設備等又は特殊消防用設備等点検結果報告受理簿（様式第 29 号）に必要事項を記載するとともに、当該報告書の副本に報告済の旨及び次回の報告時期等を記載し、届出者に交付して処理するものとする。
- (2) 必要に応じて立入検査を行い、消防関係法令に基づく不備事項があれば島原地域広域市町村圏組合火災予防査察に関する規程（平成 7 年消本訓令第 3 号。以下「査察規

程」という。)によりその是正を指導する。

## 第7章 各種届出等の受理

### (使用開始届出の受理)

第29条 署長等は、島原地域広域市町村圏組合火災予防条例（昭和46年条例第20号。以下「条例」という。）第43条の規定による防火対象物使用開始届出を受理したときは、受理簿（様式第30号）に記載し立入検査を実施するものとする。

2 署長等は、前項の検査結果について、検査済証等の交付を求められた場合は、検査結果報告書（様式第31号）を作成し消防長に報告するものとする。

3 消防長は、前項の検査結果報告書の内容を審査して、法第17条第1項に定める技術上の基準に適合している防火対象物には検査済証（様式第32号）を、不適合の防火対象物には不備事項を記載した検査結果通知書（様式第33号）を届出者に交付するものとする。

4 署長等は、前項の検査済証が交付されたときは、交付台帳（様式第34号）に処理するものとする。

### (火を使用する設備等届出の受理)

第30条 署長等は、条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置届出を受理したときは、内容を審査し、受理簿（様式第35号）に処理するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

### (揚煙行為等届出の受理)

第31条 署長等は、条例第45条の規定による火災とまぎらわしい煙等又は火炎を発生おそれのある行為等の届出を受理したときは、内容を審査し、受理簿（様式第36号）に処理するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

### (少量危険物等の貯蔵、取扱い及び廃止の届出の受理)

第32条 署長等は、条例第46条の規定による指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び条例別表第8で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性個体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上）の指定可燃物（以下「少量危険物等」という。）の貯蔵又は取扱いの届出を受理したときは、内容を審査し、受理簿（様式第37号）に処理するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 署長等は、条例第46条第2項の規定による少量危険物等の貯蔵、取扱いの廃止届出を受理したときは、受理簿（様式第38号）により処理するものとする。

### (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱い届出の受理)

第33条 署長等は、法第9条の3の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は、取扱いの届出を受理したときは、内容を審査し、受理簿（様式第39号）に処理するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

2 署長等は、法第9条の3第2項の規定による圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は、取扱

いの廃止届出を受理したときは、受理簿（様式第 40 号）に処理するものとする。

#### 第 8 章 火災予防に関する意見

（液化石油ガス販売所等の設置許可に関する意見申請の処理）

第 34 条 課長は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 36 条第 2 項に基づく設置許可申請に添付する意見書の交付申請を受理したときは、受理及び交付台帳（様式第 41 号）に処理するものとする。

2 課長は、前項の申請に基づき、書類審査及び現地調査を行い、調査結果報告書（様式第 42 号）を作成し、消防長に報告するものとする。

3 消防長は、前項の調査結果報告書に基づき、意見書（様式第 43 号）を交付するものとする。

4 課長は、前項の意見書が交付されたときは、受理及び交付台帳に処理するものとする。

（旅館等の営業許可等の申請に係る消防法令適合通知書の交付等）

第 35 条 課長は、旅館、ホテル等から、旅館業法等に基づく営業の許可等に添付する消防法令に適合している旨の通知書の交付申請（以下「交付申請書」という。）を受理したときは、受理及び交付台帳（様式第 44 号）に処理するものとする。

2 課長は、前項の申請に基づき、当該対象物の立入検査を行い、消防用設備等又は特殊消防用設備等及び防火管理状況等を調査して、調査結果報告書（様式第 45 号）を作成し、消防長に報告するものとする。

3 消防長は、前項の調査結果報告書の内容を審査して、適合している場合は、消防法令適合通知書（以下「適合通知書」という。）（様式第 46 号）を交付し、不適合の場合は、不備事項を記載した通知書（様式第 47 号）に交付できない旨回答するものとする。

4 課長は、前項の適合通知書が交付されたときは、受理及び交付台帳に処理するものとする。

5 署長は、旅行関係者から旅館、ホテル等で法に基づく施設の状況についての照会があったときは、受理簿（様式第 48 号）に処理し、旅行関係者からの照会に対する回答書（様式第 49 号）により回答するものとする。

（住宅宿泊事業の届出に伴う消防法令適合通知書の交付等）

第 35 条の 2 届出住宅（住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項に基づく届出により、住宅宿泊事業を営み、又は営む予定の住宅をいう。）の関係者から住宅宿泊事業法第 3 条第 1 項又は同条第 4 項の届出に添付される消防法令に適合している旨の通知書の交付申請及び旅行関係者からの防火安全に関する照会に対する回答書の事務処理については、別に定めるところによる。

（建築物の仮使用認定に関する意見）

第 36 条 消防長は、建基法第 7 条の 6 の規定に基づく建築物の仮使用の認定に関する意見を求められたときは、当該建築物の立入検査等を行い、その結果により意見書（様式第

50号)を作成し、意見を求めた者に交付して処理するものとする。

#### 第9章 消防用設備等の特例等

(特例適用)

第37条 消防長は、令第32条の規定による特例適用を受けようとする者があるときは、特例適用申請書(様式第51号)により関係者に申請させるものとする。

2 課長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、承認交付台帳(様式第52号)に処理するとともに、必要に応じて現地調査を行い、特例適用申請書の意見欄に意見を記載して消防長に上申する。

3 消防長は、審査の結果、特例を適用して差し支えないときは、申請者に特例適用承認書(様式第53号)をもって承認の通知をするものとする。

#### 第10章 禁止行為の解除、承認

(承認事務の処理)

第38条 消防長は、条例第23条第1項ただし書き及び消防法及び島原地域広域市町村圏組合火災予防条例の施行に関する規則(昭和48年規則第8号。以下「条例の施行に関する規則」という。)第7条の2の規定に基づき、喫煙等の禁止行為の一時解除についての承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適正であれば必要に応じて現地調査を行い、その結果により承認の可否を決定するものとする。

2 前項の申請に基づき承認するときは、条例の施行に関する規則に定められた解除申請書に受付印を押した申請書の副本を添付して、これを申請者に交付して処理するものとする。

#### 第11章 火災予防広報

(広報事務の主体)

第39条 消防長及び署長は、火災予防の広報について、報道機関その他関係機関との確立に努めるものとする。

2 消防長は、広報事務の円滑な処理を図るため必要があると認めるときは、各所属の広報事務について統轄を行うものとする。

(火災予防の相談、苦情等の処理)

第40条 署長又は課長は、火災予防に関する相談、要望及び苦情などがあつたときは、これを受理し、記録して処理しなければならない。なお、重要なものについては、消防長に報告するものとする。

2 前項の相談等が、消防事務の基本的な事項に係るもの、又は異例なものであるときは、その要旨を文書により、事前に消防長に報告し、その指示により処理しなければならない。

#### 第12章 予防事務の調整及び報告

(協議等)

第 41 条 課長は、消防長の命を受け、予防事務について、予防課並びに消防署の予防事務担当者による会議等を開き、事務の統一適正化を図るものとする。

(報告)

第 42 条 署長又は課長は、火災予防上重大な影響があると認められる情報を得たときは、直ちに、消防長に報告しなければならない。

### 第 13 章 雑則

(質問調書の作成)

第 43 条 消防長は、法第 4 条の規定により職員に質問させるときは、質問調書(様式第 54 号)を作成させるものとする。

2 前項の命令を受けた職員は、質問調書を別に定める作成要領に基づき、作成し末尾に作成年月日、所属、階級及び氏名を記載し押印し、消防長に報告するものとする。

(対象物の避難訓練)

第 44 条 署長等は、法第 8 条及び規則第 3 条第 10 項の規定による消火、通報、避難訓練(以下「消防訓練」という。)の届出及び通報を受けたときは、受理簿(様式第 55 号)により処理するものとする。

2 前項の消防訓練を文書で受けるときは、消防訓練届出書(様式第 56 号)により処理するものとする。

3 署長等は、必要に応じて関係者から消防訓練実施結果報告書(様式第 57 号)の提出を求めることができるものとする。

4 署長等は、消防訓練実施証明願(様式第 58 号)が提出されたときは、当該消防訓練の立証し得る事項について願出の範囲に限り、消防訓練実施証明書(様式第 59 号)を交付することができる。

(防災表示者登録申請に関する意見)

第 45 条 消防長は、規則第 4 条の 4 第 3 項の規定により、消防庁長官から防災表示を付する者の登録申請がされた旨の通知があった場合は、必要に応じて現地調査等を行い、当該通知に係る意見を提出することができる。

(届出書等の整理)

第 46 条 署長等は、この規程に定める届出書等を受理したときは、適宜当該防火対象物台帳等に整理するものとする。

(準用)

第 47 条 この規程に定めのない火災予防に関する届出、報告、申請等については、この規程を準用して処理するものとする。

(関係機関との連絡)

第 48 条 消防長又は署長は、予防事務の執行及び処理について、必要があると認めるときは、関係機関等と連絡をとり事務の円滑適正化を図るものとする。

(委任)

第 49 条 この規程の施行について必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 2 月 9 日消本訓令第 1 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別図第1号

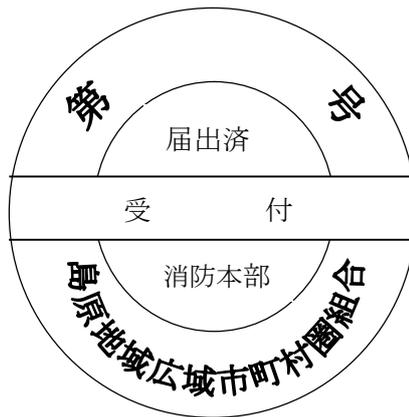
同意印

第 号
同意する
年 月 日
島原地域広域市町村圏組合消防長

別図第2号 削除

別図第3号

届出済印



年 月 日

様

所属

階級・氏名

印

屋外における火災予防措置命令報告書

消防法第3条第1項第 号の規定に基づく命令をしましたので、次のとおり報告します。

1 命令年月日時

2 場所

3 行為者、所有者（ ）

住所

氏名

4 命令内容

5 てん末

年 月 日

様

所属

階級・氏名

印

防火対象物に対する火災予防措置命令報告書

消防法第5条の3第1項の規定に基づく命令をしましたので、次のとおり報告します。

1 命令年月日時

2 場所

3 行為者、所有者（ ）

住所

氏名

4 命令内容

5 てん末

島消予 号  
年 月 日

公 告

次に掲げる物件は、火災予防上危険  
消防活動上支障 があると認めるので、当該物件の所有者、管理者又は占有者で  
権限を有する者は、年 月 日までに当該物件を除去すること。

もしも、この期限までに除去しないときは、消防職員が除去する。

消防法第5条の3第2項の規定により、公告する。

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

(物件の表示)

1 種類及び数量

2 所在場所

年 月 日

保管物件について（公告）

と認めるので、消防法第 条 の規定により、下記物件を保管しました。心当たりの人は、すみやかに当消防本部（署）に申し出てください。

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

記

- 1 名称又は種類
- 2 形状又は数量
- 3 物件の所在した場所
- 4 除去した日時
- 5 保管を始めた日時
- 6 保管の場所
- 7 保管物件の返還を求めるための必要事項



年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

申請者  
住所  
氏名

保管物件返還請求書

年 月 日付島消予第 号の保管物件について返還請求を致します。

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

(受領者)  
住所  
氏名

保管物件受領書

下記の物件を受領しました。

記

整理番号	名 称	数 量	摘 要

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

申請者

住所

氏名

売却代金返還請求書

年 月 日付島消予第 号の物件の売却代金について返還請求を致します。

受領書

上記、島消予第 号の物件の売却代金として下記の金額を受領しました。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日

受領者

住所

氏名

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

(所有者)  
住所  
氏名

所有権放棄書

下記の物件については所有権を放棄します。

記

整理番号	名 称	数 量	摘 要

様式第10号

建築同意書類受理及び送付簿

受 理						
番号	月 日	用 途	対象物名称	所 在 地	建築主氏名	備考

送 付		
月日	受領者氏名	備 考

様式第 11 号

受 付		決 裁 区 分		消 防 長		本 部 次 長	
申請番号	年 月 日						
	年 月 日						
同 意		予 防 課 長		課 長 補 佐		係 長	
番 号	決 裁 年 月 日						
	年 月 日						
建 築 主						電 話	—
住所・氏名						電 話	—
設 計 者						電 話	—
住所・氏名						電 話	—
敷 地 関 係 事 項	地名番地				名称		
	都市計画区域 内・外	防火地域 防火・準防火・なし	敷地面積			用途地域	
		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計		工事予定期間	
	建築面積					着工	年 月 日
	延べ面積					完了	年 月 日
	同一敷地内					消防法上の規制 棟	
用 途	工 事 種 別	構 造	高さ	屋根材	法 17 の 3 の 2 の 検 査 要・否		
			最高				外 壁
			m	軒 裏			
	軒高						
	m						
	(耐火・準耐火・その他)			内装仕上げ	可・難・準不燃・不燃		
	階 別	申 請 部 分	申請以外の部分	計	規 5 の 2 開 口 部	備 考	
	階						
	階						
	階						
階							
階							
合計							
消火器	能力単位・合計 単位〔建物 単位・付加設置〈 〉計 単位〕以上設置 設置場所。 各部分から歩行距離 20m以下に設置						
消火設備							
警報設備							
避難設備							
その他(防災等)	<input type="checkbox"/> 厨房の天蓋に <input type="checkbox"/> 火炎伝送防止装置 <input type="checkbox"/> グリス除去装置						
各種届出	7-1-25 23			通知書	有・無		

その他	収容人員 合計 人	消防関係届出	有・無
-----	-----------	--------	-----

建築同意審査書

必要事項	上記の審査内容の詳細を記入した「予備審査書」 <input type="checkbox"/> あり（別紙） <input type="checkbox"/> なし	上記調査提出月日	月	日
		(取扱者)		
本件	してよいかお伺いします。			

島原地域広域市町村圏組合

消防長 様

建築主住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

設計者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

消 防 関 係 資 料 届 出

年 月 日付けで、確認申請を致しました 指導されました 建築物の  
消防関係資料を下記のとおり、別添図面添えて提出致します。

記

建 築	名 称			用途		
	所 在 地			電話		
	構 造 ・ 規 模	主要構造 <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 準耐火構造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	階数 地下 ( ) 階 地上 ( ) 階	床面積 m <sup>2</sup>	延べ面積 m <sup>2</sup>	
消 防 用 設 備 等 (設置は <input type="checkbox"/> 内にレ印 を記入)	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備 (代替 ) <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水噴霧設備等 ( ) <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備 <input type="checkbox"/> 非常警報設備 <input type="checkbox"/> 非常放送設備 <input type="checkbox"/> 避難器具 <input type="checkbox"/> 誘導灯 <input type="checkbox"/> 消火活動上必要な施設 ( )					
収 容 人 員	合計 人 (従業者 人 + 算定人員 人)					
危 険 物 の 貯 蔵	品名	数量	L P G の 貯 蔵	k g		
変 電 設 備	(有・無) ・ 容量 k V A		最大契約電流		A	
鉄 網 の 使 用 状 況	(有・無) ・ 下地は ( <input type="checkbox"/> 可燃材料 <input type="checkbox"/> 難燃材料 <input type="checkbox"/> 準不燃材料 <input type="checkbox"/> 不燃材料)					
対 象 火 気 設 備 等	消費熱量 1 0 . 5 k W 以上のガス器具又はグリル付コンロ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし					
	入力 2 1 k W 以上のフライヤー等の設備 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ( ) (防火ダンパー <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし・グリス除去装置 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし)					
規則第 5 条の 3 に基づく開口部の検討						
階	床 面 積	床面積 ÷ 3 0	有効開口部	判 定	収 容 人 員	内 装 材 料
階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 普通階 <input type="checkbox"/> 無窓階	人	<input type="checkbox"/> 可燃 <input type="checkbox"/> 難燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 不燃
階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 普通階 <input type="checkbox"/> 無窓階	人	<input type="checkbox"/> 可燃 <input type="checkbox"/> 難燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 不燃
階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 普通階 <input type="checkbox"/> 無窓階	人	<input type="checkbox"/> 可燃 <input type="checkbox"/> 難燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 不燃
階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 普通階 <input type="checkbox"/> 無窓階	人	<input type="checkbox"/> 可燃 <input type="checkbox"/> 難燃 <input type="checkbox"/> 準不燃 <input type="checkbox"/> 不燃



年 月 日

誓 約 書

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

建築主 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

設計者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付で、確認申請した下記の建築物は、テナント部分の用途  
が未定であります。

確認申請以後用途が決定した際は、消防法第 17 条の技術上の基準に適合するよう消防  
用設備等を設置し、貴消防本部の検査を受けることを誓約します。

記

申請建築物	所在地	
	名称	
	構造・規模	造・階建・延面積 m <sup>2</sup>
	未決定用途部分	

- 備考 1 申請建築物の付近見取り図、平面図等を添付すること。  
2 未決定用途部分は、場所及び面積等を記入すること。

様

島原地域広域市町村圏組合  
消 防 長 印

通 知 書

この建物は、消防法の規定により防火対象物に該当するので、下記に示す消防法令に従って、消防用設備等を設置し、各種届出等を行うよう通知します。

記

防 火 対 象 物					
区 分	( )項	用途・名称		所在地	
消 防 用 設 備 等	消 火 器 具 ( 施 行 令 第 1 0 条 )	能力単位 設置箇所	単位 (建物	単位・付加設置	単位)
そ の 他	カーテン・じゅうたん等の 防災処理				
各 種 届 出					
問合せ先・消防本部予防課				電話 0957-62-5857	係 員

島消予第 号  
年 月 日

建築主事 様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

不同意書

建築主住所氏名

設計者等の氏名

不同意の理由

様式第 16 号

台帳番号	関連台帳	防火対象物台帳	区分	( ) 項	用途				
所在地						電話			
名称	所有者								
	管理者								
防火管理者 (令 2 適用有・無)	要 ・ 否	氏名	選任年月日		氏名	選任年月日			
構造	造 葺・地上 階・地下 階				敷地面積	m <sup>2</sup>			
	1 耐火構造 2 準耐火構造 3 その他 ( )				建築面積	m <sup>2</sup>			
床面積	建築年月日	延面積	階		階		階		
			用途	面積	用途	面積	用途	面積	
	計								
収容人員	従業者		名		名		名		
	名計名								
内装	不燃材は不・準不燃 材は準不・難燃材は 難・可燃材は可	天井	壁	天井	壁	天井	壁	天井	壁
無窓階判定	無窓階は○								
その他必要事項									

消 防 用 設 備 等 の 現 況	種類 (要設置は番号を○)		非常電源等	現況 (適法設置◎、一部違反○、過半違反△、未設置×)														
		1	消火器	単位														

	防 炎 規 制	要・否							
危険物の貯蔵（取扱）の区分・品名・数量		消火設備		ボイラー室の面積等		消火設備			
各 種 届 出	受付年月日								
	種 別								
	受付年月日								
	種 別								



様式第 17 号

防火管理者選任（解任）届出受理簿

受 理		防 火 対 象 物							受理者氏名	備 考
番 号	月 日	用 途	名 称	種 別	所 在 地	届出者氏名	資 格	選解任別		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		
							甲種・乙種	選任・解任		

防火管理講習会受講申込書

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

	講 習 種 別		受 講 番 号	
申 込 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日生	性 別	男・女
	住 所		電話番号	
勤 務 先	名 称		用 途	
	所在地		電話番号	
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備 考

※印欄は、記入しないこと。

----- キリトリセン -----

防火管理講習会受講票

受講者 氏 名		講 習 種 別		受 講 番 号	
日 時	月 日～ 月 日	場 所			
月 日 ( )		月 日 ( )			
		: ~ :		: ~ :	
		: ~ :		: ~ :	
		: ~ :		: ~ :	

注意事項

- 1 受講票は講習会当日に持参してください。
- 2 受付時に受講票を確認しますので、汚損及び紛失しないよう大切に保管してください。



防火管理講習修了証交付台帳

種 別	種	修了証交付年月日	年 月 日				
修了証番号	住 所	電話 —				写 真	
	氏 名		年 月 日	性別	男・女		
	事業所名	( ) 項					
修了証番号	住 所	電話 —				写 真	
	氏 名		年 月 日	性別	男・女		
	事業所名	( ) 項					
修了証番号	住 所	電話 —				写 真	
	氏 名		年 月 日	性別	男・女		
	事業所名	( ) 項					
修了証番号	住 所	電話 —				写 真	
	氏 名		年 月 日	性別	男・女		
	事業所名	( ) 項					
修了証番号	住 所	電話 —				写 真	
	氏 名		年 月 日	性別	男・女		
	事業所名	( ) 項					
修了証番号	住 所	電話 —				写 真	
	氏 名		年 月 日	性別	男・女		
	事業所名	( ) 項					

年 月 日							
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様							
申請者 氏名							
防火管理講習修了証再交付申請書							
現住所							
氏名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 2px;">フリガナ</td> <td style="width: 15%; padding: 2px;">生年 月日</td> <td style="width: 45%; padding: 2px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	フリガナ	生年 月日	年 月 日			
フリガナ	生年 月日	年 月 日					
職業							
修了証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号						
理由							
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄						

- 備考 1 理由欄には、亡失等の理由を詳細に記入すること。  
 2 ※印欄には、記入しないこと。



共同防火管理協議事項届出書

年 月 日						
島原地域広域市町村圏組合 消防長 様						
届出者（協議会代表者）（電話 ー ） 住所 氏名						
協議会事務所の所在地						
協議会の名称						
防火対象物の種類	1 高層建築物（ 階）		2 複合用途防火対象物（ 階）			
	3 地下街		4 準地下街			
協議事項の種類	1 新規		2 変更（理由）			
協議会代表者	事業所名		職		氏名	
統 括 防 火 管 理 者	事業所名	電話（ ー ）		職	氏名	
	住所	電話（ ー ）				
	講習機関					
	修了年月日	年 月 日		番号	第 号	
その他必要事項						
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄			

- 備考 1 ※印欄には記入しないこと。  
 2 協議事項を添付すること。  
 3 協議事項を変更したときは、すみやかに届け出ること。

協議事項

1 協議会の運用事項

2 統括防火管理者の権限

3 各防火管理者の業務

4 全体の消防計画書の作成と実施

5 その他必要事項





決裁区分	消 防 長	本部次長	予防課長	課長補佐	係 長	主 任	係
年 月 日							
<h2 style="margin: 0;">検 査 結 果 報 告 書</h2>							
<p style="text-align: center;">消 防 長 様</p> <p style="text-align: center;">所 属 階級・氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">消防法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき、 年 月 日に検査した 結果を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
消防用設備等・特殊消防 用設備等設置届出者 (設置届出書別添)	住 所						
	氏 名						
検査対象物	所在地						
	名 称		用 途	()項			
	構造等	造 地上 階 地下 <input type="checkbox"/> 階 床面積 <input type="checkbox"/> m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>					
検査消防用設備等・特殊消防用 設備等							
備 考							
検査結果に 基づく処置							
検 査 員	消防本部予防課						
	消防署 (本署・分署)						

島消予第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

検査結果通知書

あなたの権限に係る下記の防火対象物を、消防法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づき、  
年 月 日に検査を行ったところ、次のとおり不備があったので、通知  
します。

なお、不備事項については、年 月 日までに改修し、検査を受けること。  
記

所在地			
名称		用途	
不備事項			







様式第 31 号

決 裁 区 分	消 防 長	本 部 次 長	予 防 課 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係
	消 防 署	署 長	副 署 長	課 長 (分 署 長)	課 長 補 佐 (副 分 署 長)	係 長	主 任 ・ 係

年 月 日

検 査 結 果 報 告 書

消防長 様

所 属  
階 級 ・ 氏 名 印

火災予防条例第 4 3 条の規定に基づき、別添のとおり使用開始届出があったので、年 月 日に検査した結果を下記のとおり報告します。

記

使用開始届出者 (届出書別添)	住 所						
	氏 名						
検 査 対 象 物	所 在 地						
	名 称					用途	( ) 項
	構 造 等	造 地上 階 地下 〳 階 床面積 〳 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>					
検査消防用設備等・特殊消防用設備等							
上記以外の法規制等							
その他							
検査結果に基づく処置							
検査員							

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

島消 署第 号  
年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消 防 長 印

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第 17 条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申 請 者	住 所	
	氏 名	
防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	消防法施行令別表第 1 ( ) 項
	構 造 規 模	造 地上 階 地下 階 床面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup>
消 防 用 設 備 等 ・ 特 殊 消 防 用 設 備 等 の 種 類		
検 査 年 月 日		
検 査 員 職 氏 名		

島消 署第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

検査結果通知書

あなたの権限に係る下記防火対象物の使用開始に基づき、 年 月 日に検査を行ったところ、次のとおり不備があったので、通知します。

なお、不備事項については、 年 月 日までに改修し、検査を受けること。

記

所在地			
名称		用途	
不備事項			

















区 分	消 防 長	本部次長	課 長	課長補佐	係 長	主任・係
年 月 日						
調査結果報告書						
<p>消防長 様</p> <p style="text-align: right;">所属 階級・氏名 印</p> <p>液化石油ガス貯蔵所等の設置許可を受けるため、意見書の交付申請があったので、調査結果を下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
申請者	住 所					
	氏 名					
販売所等	所 在 地					
	事業所の名称					
	代表者氏名					
容器置場	所 在 地					
	置 場 面	m <sup>2</sup>				
	店舗との距離	m				
	保安距離	第 1 種保安物件に m (基準 )				
		第 2 種保安物件に m (基準 )				
	障壁の有無	有 ・ 無				
	障壁構造	製 厚さ c m 高さ m				
屋 根						
容器置場	換 気 口	cm <sup>2</sup> (基準 cm <sup>2</sup> )				
	消 火 器					
	防火管理計画	適 ・ 否				
	周囲の状況	適 ・ 否				

供給	所在地				
	貯蔵量	k g			
	供給設備面積	m <sup>2</sup>			
	保安距離	第1種保安物件に	m (基準	m)	
		第2種保安物件に	m (基準	m)	
	障壁の有無	有 ・ 無			
	障壁構造	製厚さ	c m	高さ	m
	火気との距離	m (流動防止措置有・無)			
	屋根				
	さく・へい等				
	換気口	c m <sup>2</sup> (基準			c m <sup>2</sup> )
	消火器				
	防火管理計画	適 ・ 否			
	周囲の状況	適 ・ 否			
備考					
意見及び処置					
調査年月日	年	月	日	調査員	

島消予第 号  
年 月 日

意見書

長崎県知事 様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

年 月 日付で、 から液化石油ガス貯蔵所等の設置許可  
を受けるため、意見を求めてきたが、これについての意見は、下記のとおりである。

記



様式第 45 号

決 裁 区 分	消 防 長	本 部 次 長	予 防 課 長	課 長 補 佐	係 長	主 任	係
年 月 日							
検査結果報告書							
消防長 様							
所属 階級・氏名 印							
<p>旅館・ホテル防火安全対策の協議事項に基づく、消防法令適合通知書交付申請があったので 年 月 日に調査した結果を下記のとおり報告します。</p>							
記							
消防法令適合通知書 交付申請者 (交付申請書別添)		住 所					
		氏 名					
調 査 対 象 物		所 在 地					
		名 称		用 途			
		構 造 等		造 階建 m <sup>2</sup>			
消防用設備等又は 特殊消防用設備等 (調査票別添)							
備 考							
検査結果に基づく 処理							
検 査 員	本部予防課						
	消防署 (分署)						

消防法令適合通知書

島消予第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消 防 長 印

年 月 日付で交付申請のあった下記の旅館又はホテルについては、消防法令に適合していると認め、通知します。

記

1 名称（旅館又はホテルの名称）

2 所在地（旅館又はホテルの所在地）

3 申請者

4 立入検査実施日 年 月 日

5 申請理由区分

ア 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の規定による営業の許可

イ 旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 4 条の規定による施設又は設備の変更届出

ウ 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 3 条又は第 18 条第 1 項の規定による登録

エ 国際観光ホテル整備法（昭和 24 年法律第 279 号）第 7 条第 1 項又は第 18 条第 2 項において準用する第 7 条第 1 項の規定による施設に関する登録事項の変更届出

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条規定による営業許可

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 9 条規定による構造又は変更等の承認、届出

6 備考

島消予第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

調査結果報告書

あなたの権限に係る下記防火対象物に、消防法令適合通知書交付申請により、 年 月 日に調査を行ったところ、次のとおり不備があったので、交付できない旨通知します。

記

所在地			
名称		用途	
不備事項			



旅行関係者からの照会に対する回答書

島消 署第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

年 月 日付けで照会のあった下記旅館又はホテルの消防法令の適合状況について  
次のとおり回答します。

記

- 1 名 称 (旅館又はホテルの名称)
- 2 所在地 (旅館又はホテルの所在地)
- 3 代表者氏名
- 4 消防法令適合状況
  - 法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定済  
認定を受けた日 年 月 日  
認定が失効する日 年 月 日
  - 法第 8 条の 2 の 3 に定める特例認定未実施
- 5 備考

島消予第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

建築基準法第 7 条の 6 の規定に基づく仮使用の認定について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

仮使用 対象物	所在地			
	名称		用途	
申請者	住所			
	氏名			
仮使用 に対する 意見				
仮使用 の 条件				

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 様

申請者 住所  
氏名

消防用設備等の特例適用申請書

下記の防火対象物に係る消防用設備等について、消防法施行令第 32 条の特例を適用下さるよう  
お願いします。

なお、特例適用の条件と相違するに至ったときは、消防法第 17 条の技術上の基準に従って消防  
用設備等を設置します。

防火 対象 物	所在地			
	名称		用途	
	構造		面積	
消防 用 設 備 等	設置すべき 設備			
	申請する設備 及びその範囲			
	添付書類			
申請 理 由				
※ 係 の 意 見				



島消予第 号  
年 月 日

様

島原地域広域市町村圏組合  
消防長 印

消防法施行令第 32 条の特例適用承認書

年 月 日付で申請のあった標記について、消防用設備等の特例適用を  
下記の条件を付して承認する。

防 火 対 象 物	所 在 地			
	名 称		用 途	
	構 造		面 積	
特例適用する 消防用設備等				
特 例 適 用 の 条 件				





様式第 55 号

消防訓練受理簿

受 理		対象物名称 届 出 者	実 施 日 時	訓 練 内 容	対象 人員	出動 人員	受 理 者
番号	月・日						
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			

	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			
	/		月 日 時 分より 時 分まで	講話・避難 消火・通報 映写・ビデオ			

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

消防署長 様

届出者 住所

氏名

電話

消防訓練届出書

下記のとおり消防訓練を実施いたします。

防 火 対 象 物	所在地			
	名 称		用 途	
	防火管理者		参加人員	
日 時	年 月 日 時 分 から 時 分まで			
訓練の種類	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練		消防署立会	要・否
訓 練 概 要				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			
	立会者	所 属	氏 名	

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合  
消防署長 様

報告者（法人の場合は、名称及び代表者名）  
住所  
氏名  
電話

消防訓練実施結果報告書

下記のとおり、消防訓練を実施したので報告します。

防 火 対 象 物	所在地					
	名称					
	令別表第1に掲げる区分	( ) 項	用途			
	防火管理者職氏名			収容人員		
実施日時	年 月 日		時 分から	時 分まで		
火災発生想定時分	時 分		通報時分	時 分		
想定火点						
訓練参加人員	男		女		計	
訓練の種類別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練					
訓練の概要						
※ 受付欄			※ 経過欄			

※ 記入上の注意

複合用途（令別表第1、16項）の防火対象物については「名称」及び「収容人員」を用途区分ごとに記入すること。

なお、訓練実施に係る写真をできる限り添付して下さい。

## 消 防 訓 練 実 施 証 明 願

年 月 日

島原地域広域市町村圏組合

消防署長 様

願出人 住所

氏名

下記のとおり、消防訓練を実施したことを証明願います。

記

訓練日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
訓練場所	
名 称	
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 □印のある欄には、該当の□にレを付けること。
- 4 ※印の欄には記入しないこと。

